

# P2B規則とEU加盟国 (フランスほか5か国)

---

2022年2月4日セミナー

和久井理子

# アイルランド

---

- 2020年EU(P2B) 規則 (Statutory Instruments 256/2020号) 制定、2007年消費者保護法を改正
- P2B規則14条5項(b)上の提訴機関として、競争消費者保護委員会 (Competition and Consumer Protection Commission (CCPC)) を指定
- CCPCは、P2B規則の順守状況を監視。非遵守行為をやめさせるべく裁判所に提訴し、「Compliance Notices」を出して遵守を命じ、又は、刑事手続きを開始することができる。

(2020年7月12日施行) 参考 <<https://www.ccpc.ie/business/platform-to-business-regulation-p2b-what-online-platforms-need-to-know/>>

# オーストリア

---

- ・連邦競争庁が提訴権限 (the right to take action to stop...)をもつ。
- ・連邦経済会議所 (Austrian Federal Economic Chamber) 及び不公正競争対策協会 (Austrian Association for Protection against Unfair Competition) も提訴権をもつ。

(2020年9月10日から)

※詳細不明。P2B規則14条5項(b)に基づいて、公的機関としては連邦競争庁、事業者団体 (representative organisations) としては上記会議所及び協会が指定されたということか。

参考 <[https://www.bwb.gv.at/en/p2b\\_regulation](https://www.bwb.gv.at/en/p2b_regulation)>

# オランダ

---

- ・ 競争・市場当局 (Authority for Consumers & Markets, ACM)、P2B規則に関する市場調査 (market study) を開始し、2022年春には最初の調査を完了させる予定
- ・ オランダ経済気候省では、ACMにP2B規則で定められたルールの順守を担当させる法案を上程済みであり、上記市場調査に基づいて、P2B規則により設けられたルールにつきさらに明確化をはかるかどうかを決定する予定

ACM、2021年10月22日公表 <<https://www.acm.nl/en/publications/acm-launches-market-study-platform-business-regulation>>

## フランス

---

- 2020年12月3日DDADUE法(loi portant diverses dispositions d'adaptation au droit de l'Union européenne en matière économique et financière、法律2020-1508号)により商法を改正（なかでも、不公正な取引慣行にかかる規定を改正）
- L.442-1. III条の規定を新設（次頁参照）
- 同条違反行為に対しては：
  - (公的執行) 経済省競争・消費・詐欺防止総局 (DGCCRF) による差止命令  
検察、競争当局も裁判所に提訴できる。
  - (民事執行) 差止・損害賠償請求等が可能（詳細後記）

# フランス

---

## L.442-1. III

Engage la responsabilité de son auteur et l'oblige à réparer le préjudice causé le fait, par toute personne proposant un service d'intermédiation en ligne au sens du règlement (UE) 2019/1150 du Parlement européen et du Conseil du 20 juin 2019 promouvant l'équité et la transparence pour les entreprises utilisatrices de services d'intermédiation en ligne, de ne pas respecter les obligations expressément prévues par le même règlement.

[P2B規則] 上のオンライン仲介サービスを提供する者が、同規則に明示的に定められた義務を遵守しない場合、責任を負い、生じた損害を補償する義務を負う。

## フランス・つづき

### 経済省(DGCCRF)による執行:

差止命令。制裁金を課すことも可能。

1日あたり世界売上高0.1%を上限とする履行強制金の支払も命じることもできる、等

### 裁判所における執行 :

私人、検察官、経済省(DGCCRF)及び競争当局長が提訴

被害を受けた者(私人)は、差止、損害賠償、契約条項の無効確認、不当利得返還請求が可能

経済省らは、差止、無効宣言、不当利得返還を請求することができる。加えて、下記の額のいずれも超えない額の制裁金を課すよう求めることが出来る：500万ユーロ、不当利得の額の3倍又は前年度のフランスにおける売上高の5%

## フランスP2B規則制定前の事例：

AMAZON PARIS COMMERCIAL COURT 2 SEP 2019

---

アマゾンがマーケットプレースの利用事業者との間で締結した契約の条項が商法L.442-6, I, 2°(現L442-1, 2°)（当事者が負う権利・義務間の顕著な不均衡（significant imbalance））に反するとして経済大臣（DGCCRF）が提訴。

パリ商事裁判所は部分的に請求を認め、次の条項を含む7つの契約条項の削除・変更及び400万ユーロの制裁金の支払いを命令（2019年9月2日）。

- ・アマゾンが一方的に事前に通知を行うことなく契約条件を変更できるとする条項
- ・アマゾンが成果にかかる指標（事前に通知を行うことなくアマゾンがいつでも変更できる）に基づき一方的にアカウント停止をできるとする条項
- ・買手から返品が行われず、又は、買手の苦情に根拠がないと認められる場合であっても、アマゾンが買手に返金ができるとする条項
- ・アマゾンによる海外配送につき、配達・保管についてアマゾンの責任を全面的に免除する条項

## スペイン

---

- 法律第6/2020号により、電子商取引法（情報社会サービス及び電子商取引に関する2002年7月11日の法律第34/2002号, La Ley 34/2002 de 11 de julio de Servicios de la Sociedad de la Información y de Comercio Electrónico (LSSI)）を改正
- 経済問題・デジタル省がP2B規則の順守を主管（LSSI第35条）
- P2B規則違反行為に対しては、電子商取引法で規定される制裁が課される（LSSI第37条）
- 軽微な違反には3万ユーロ以下の制裁金、重大な違反には3万1ないし15万ユーロの制裁金（LSSI第39条）

<<https://www.boe.es/buscar/act.php?id=BOE-A-2002-13758>>

## イタリア

---

- ・ 通信規制法(1997年7月31日の法律第249号, LEGGE 31 luglio 1997, n. 249)を  
LEGGE 30 dicembre 2020, n. 178により改正
- ・ 通信規制庁 (Autorità per le Garanzie nelle Comunicazioni、AgCom) が管轄

以上

## 謝 辞

本セミナーの開催、特に柴田潤子教授・和久井理子報告・資料作成（本スライドを含む）の準備過程で、ドイツ連邦カルテル庁（Bundeskartellamt）、フランス経済財務復興省競争・消費・詐欺防止総局（Direction générale de la concurrence, de la consommation et de la répression des fraudes (DGCCRF), Ministère de l'économie, des finances et de la relance）、ジェローム・ファーブル（Jérôme FABRE）弁護士（Avocat à la Cour, BDGS Associés A.A.R.P.I., Paris)、サイモン・スパングラー（Simon Spangler）弁護士（Oppenhoff & Partner Rechtsanwälte Steuerberater mbB, Frankfurt am Main）、トーマス・ベック（Thomas Weck）博士（Monopolkommission, Bonn）はじめ日本内外の研究者、実務家、企業、競争政策立案・執行等ご担当者との間で、面接ないし書面による調査を行い、専門的知見、情報等を供与していただきました。記してお礼を申し上げます。なお、含まれうる誤りは全て報告者・スライド作成者の責任に属します。